



郵政産業ユニオン TOKYO

● 発行 ●
 郵政産業労働者ユニオン
 東京地方本部
 発行責任者 田中 孝史
 〒104-0031 中央区京橋 3-6-3
 京橋通郵便局 5F
 TEL・FAX 03-3535-5447
 piwutokyo@gmail.com

祝 第94回 MAYDAY
 5月1日(月)

働くものの団結で生活と権利を守り、
 平和と民主主義、中立の日本をめざそう
 中央メーデー 代々木公園
 三多摩メーデー 井の頭公園西園競技場

働く者の団結で生活と権利、
 平和と民主主義を守ろう
 日比谷メーデー 日比谷野外音楽堂



支部長会議&学習会

「23春闘と最賃の取り組み」

東京地本は、4月22日第3回支部長会議を開催し、23春闘の総括と今後の行動について討議をおこないました。

会議の前半に中央本部顧問中村さんを講師に、「23春闘のとりくみと最低賃金をめぐる状況」と題して学習会を行いました。内容は①23春闘をとりまく状況、②郵政ユニオンの要求と会社回答、③最低賃金再改定のとりくみ、④目安全員協議会報告、⑤郵政の時給制契約社員の賃金と最低賃金の5項目。

物価の高騰に実質賃金が全く追いつかない、一方で内部留保をため込んでいる大企業、さすがに経営の側も今春闘について「社会的

講演「分かりやすかった」



春闘の取り組みと最賃について講演をおこなう中村本部顧問

責務としての賃上げ」と言わざるを得なくなりまし。しかし、大企業を中心とした賃上げはベア込みで3・7%でしかないのに連合は大はしゃぎ。

郵政については、8年ぶりの「有額回答」、正規・非正規の区別なしの「特別一時金」の支給と評価すべき点はあるものの、定昇を除くベア分はわずか1・62%、更に夏期冬期休暇削減による「ベア原資の捻出」という「粉飾回答」。非正規の均等待遇要求に対するゼロ回答に対しても厳しく批判しました。

最低賃金については、欧米では1500円、2000円を越えているが、日本は全国平均で961円、物価の相次ぐ高騰に追いつかないのが現状。この間の再改定を求めるたたかい、

全国4ランクを3ランクに見直す目安全員協議会の動向などの解説がありました。この最賃が郵政の時給制契約社員の賃金と連動していること、引き続き全国一律1500円以上に向けられた取り組みの重要性を強調されました。

続いて第3回支部長会議に移り、田中委員長の開会のあいさつ、松原書記長よる23春闘の経過と総括提起があり、ストライキに突入した新東京支部から支援へのお礼、清瀬局戸村組合員より文章による報告がありました。

小関交渉部長からは地本23春闘要求交渉報告(支社交渉3月24日)と苦情処理地方会議の報告。

また、夏冬季休暇削減反対ビラ配布行動の提起、郵政労契法20条裁判集団訴訟・追加訴訟裁判の現状報告がなされました。

第94回メーデーなどの当面の行動日程、組織拡大行動、20条裁判、最賃全国一律1500円実現の取り組みなどが提起されました。

最後に、田中委員長の団結ガンバローで終了しました。



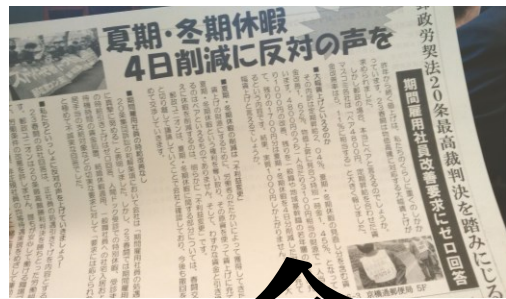
3月31日に一人の仲間が退職をした。42年間ありがとうございました。

ましたと挨拶をしていた。彼とは長い付き合いで、若い頃はよく大きな夢などの話しをしていた。最近ではあいさつ程度になっていた。

▼新年度のあいさつで「自分を信じ」「仲間を信じ」「全員野球」と木下さんが言っている。はたして、この職場でどれくらい「仲間」と感じている社員がいるのか

▼数年前、若い女性が新卒で入ってきたが、退職をってしまった。この女性は郵便屋さんになりたくて入社してきたと後から聞いた。何も出来なかったことに後悔している▼今、本部に労働相談が多く寄せられているが、多くがアドバイスをするしか出来ないようだ。そこに私たちの組合がないからだ。東京でも相談が来ているが対応してくれる支部がない▼「夢」を持って郵便局に来た多くの人がいる。しかし、温かく彼らを迎えられる人がどれだけいるのか。未来のためにもうひと踏ん張りしようと思

夏期冬期休暇の削減



最高裁判決を踏みにじるな

会社は撤回せよ

増し賃金が正社員にあつて期間雇用社員にないのは不合理であり違法との明確な判断が下されています。

制度の見直しは、司法府の最高機関としての最高裁判決に沿った内容でおこなうことが求められています。

会社からは「夏期・冬期休暇の見直しは必要」との回答がされ「どのような見直しが必要か引き続き検討を進める」との考え方が示されています。

しかし、検討状況も示さないまま23春闘回答において、「基準内賃金4,800円相当のうち1,700円相当については会社が提案している夏期冬期休暇の見直しについて、夏期休暇1日、冬期休暇1日とする」との回答は、「削減あり金改善を行なうものである」との回答は、「削減ありきの賃金改善」であり到底容認できるものではありません。ましてや、正社員に付与されている夏期・冬期

郵政ユニオンは、夏期冬期休暇の削減について認められないとの立場から、2023年1月14日に要求書を提出するとともに、2023年4月1日以降の賃金引上げ等に関する要求書においても「期間雇用社員等及びアソシエイト社員に対し、夏期冬期休暇を各3日間付与すること」を求めてきました。

日本郵政グループ各社が制度見直しを行なうことになった背景には、2020年10月15日に出された労働契約法20条最高裁判決があり、日本郵便の衣川社長も判決を受け「最高裁判決の重要性に鑑みて必要な制度改正にとりくむ」とコメントしているとおりで。最高裁判決内容は、①住居手当②扶養手当③年末年始勤務手当④夏期・冬期休暇⑤有給の病欠休暇⑥年始期間の祝日割

休暇計6日間を4日間削減し、そのことによつて期間雇用社員等と同一とするところがあつても「不合理な労働条件の差異を解消する観点から必要」との考え方は労働契約法20条最高裁判決の重要性をまったく理解していないと言わざるを得ません。

4・25春闘・霞が関共同行動



4月25日、2組織による争議支援の共同行動が行われました。

入管法改悪（議員会館前）、最賃、裁量労働制拡大、労災制度改悪（厚労省）、JAL争議解決（国交省）、元徴用工裁判支援（外務省）、中南米日系女性労働者に対する暴力事件（日立製作所本社）など要請、抗議などの取り組みを行いました。

けんり総行動実行委員会
コミュニティユニオン首都圏ネットワーク
共催



ここから
ホームページへ

憲法大集會に集まろう



主催：平和といのちと人権を！5・3憲法集會実行委員会
info@kenpo2023.jp
https://kenpo2023.jp/information/2023/
共催：戦争させない・9条擁護すな！総がかり行動実行委員会
9条改悪NO！全国市民アクション (info@kaikeno.com)
戦争させない1000人委員会 (03-3226-2920)
憲法9条を擁護すな！実行委員会 (03-3221-4668)
戦争する国づくりストップ！憲法を守り、いっしょに闘おうセンター (03-5842-5611)
9条の会 (03-3221-5075)



昨年の憲法大集會

当面の行動日程	
5月 1日(月) 第94回メーデー	
3日(水) 平和といのちと人権を！5・3憲法集會 (有明防災公園)	
6日(土)・7日(日) 平和行進(夢の島)	
13日(土) 第10回 地本執行委員会	
15日(月) 沖縄平和行進	
16日(火) 汚染水を海に流すな！東京集會 (日比谷野音)	
31日(水) 全国弁護士会議	
6月15日(木) 第11回 地本執行委員会	
19日(月) 〓23日(金) オール郵政第19次 沖縄連帯ツアー	
23日(金) 〓26日(月) オキナワピースサイクル	
23日(金) 慰霊の日・国際反戦集會(沖縄・魂魄の塔前)	
30日(金) 東京総行動	
7月 1日(土) 第20回 地方委員会	
7日(金)・8日(土) 第12回定期全国大会	
13日(木) 第12回地本執行委員会	
29日(土) 第13回地本執行委員会	
26日(土) 第12回 東京地本大会	